

令和8年度 大阪市新規展示会誘致補助金 募集要項

◆ 募集期間

令和8年2月4日（水）～令和8年3月11日（水）
(応募状況によっては、追加募集を行う場合があります。)

◆ 応募される法人若しくは団体は、必ず「大阪市補助金等交付規則」及び「大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱」「募集要項」をお読みください。

〔本補助事業の実施は、令和8年度大阪市予算案の議決を経て
はじめて効力を発するものとします。〕

（申請書類提出先・お問い合わせ先）

【事務局】大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当（国際）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's棟南館4階

TEL: 06-6615-3741 FAX: 06-6615-7433

メールアドレス: ga0005@city.osaka.lg.jp

1 事業目的

昨年開催された大阪・関西万博により、大阪・関西への関心が高まり、さまざまな分野で経済活動の活発化が期待されています。

大阪市では、大阪市内において開催される新規展示会の誘致を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪市内で新規展示会を開催する展示会主催者に対して補助金を交付します。

大阪の経済成長を支える意欲と潜在力を持った中小企業に対して、より多くの商談機会の場を提供することで、国内外の販路拡大に伴う中小企業の成長促進を図っていきます。

2 補助対象事業

補助対象となる展示会は、大阪市内で開催されるもので、次の要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 過去5年(会期初日から5年前の同日の属する年度当初)以内に大阪市内で開催されていない展示会であること。
- (2) 会期2日間以上、施設使用面積が開催準備及び撤収期間を含めて延べ2万5千平方メートル以上、うち企業間の商取引を主たる目的とする技術・製品等の展示スペース及び通路のために使用する延べ面積が3分の2以上のもの。
- (3) 初回開催から2回を大阪市内で開催すること。ただし、次回の開催においては、初回開催の事業実施期間終了日から2年後の同日の属する年度末までに開催するものとし、かつ上記対象事業(2)の要件を満たすものとする。

※ 展示会の開催に要する経費(会場設営費や広報費等)について、可能な限り大阪市内中小企業への発注に努めてください。

3 補助対象者

補助対象者は、補助対象となる展示会を主催する法人若しくは団体とします。実行委員会が主催の場合は、法人ではなく、実行委員会名で申請してください。

4 補助金額

補助金額は本市の予算の範囲内で、対象となる展示会における展示会場使用料(消費税及び地方消費税を除く。)の2分の1以内(千円未満切り捨て)とします。1事業の補助限度額は1,000万円です。

5 補助対象事業実施期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

*事業実施期間(開催準備期間及び撤収を含む)が上記の期間に該当する場合は対象とします。

6 応募方法

下記のとおりご提出ください。

(1) 提出書類(次のすべての書類)

- ア 大阪市新規展示会誘致補助金交付申請書(様式第1号)
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書

- エ 展示会場使用料の支出を確認できる見積書の写し等
- オ 法人若しくは団体の定款、寄附行為、会則又はこれらに類する法人若しくは団体の存在が証明できるもの
- カ 法人若しくは団体の過去3期の決算資料（財務諸表等）
- キ 展示会場の使用図面等（大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第2条第1項第2号の要件を確認できるもの）
- ク 次回の継続開催に係る誓約書及び計画書類
- ケ その他市長が必要と定める書類

*申請書類（アイウク）は、所定の様式にそって必要事項を漏れなく記入してください。
記入漏れや提出書類に不備がある場合は、補助対象とならない場合があります。

(2) 提出部数

各1部ご提出ください。

*原則A4用紙で作成してください。

*メールで提出される場合のファイル形式は、PDFでお願いします。

(3) 募集期間と申請書類の提出先

・募集期間

令和8年2月4日（水）～令和8年3月11日（水）必着

（応募状況によっては、追加の募集を行う場合があります。）

・申請書類の提出先

申請書類は事務局あてにメール又は送付してください。（住所等は本要項の1ページに記載。）

7 補助金交付決定

補助金交付の可否及び補助金額については、下記のとおり決定し、通知します。

(1) 書類審査（及び必要に応じたヒアリング）

申請された内容について、事務局より、記載内容のチェックを行い、必要な場合は書類の内容についてヒアリングを行います。

本要項の2ページに掲げる要件等を満たしていない場合は、補助対象から外れます。その場合は事務局から結果を通知します。

なお、応募が多数になる等の理由により、減額や対象外となる場合があります。

減額：各申請者の補助金交付算定額の合計が予算額を超過した場合、各申請者の補助金交付算定額の合計額に対する補助金予算額の割合を、各申請者の補助金交付算定額に乗じて減額します。
対象外：減額後の補助金交付算定額が減額前の算定額の50%を下回った場合は、施設使用延べ面積の最も少ない申請分を対象外とした上で再算定します。
算定額が50%以上になるまで同様の再算定を繰り返します。

詳細は本要項の5・6ページを参照して下さい。

(2) 補助金交付若しくは不交付の決定

補助対象事業に決定された申請法人若しくは団体に対し、募集期間終了日から60日以内に補助金交付決定通知を送付します。（結果は、すべての申請法人若しくは団体に書面により通知します。）

8 交付決定された補助金の取り扱い

(1) 交付

補助金は、初回開催の事業完了後、補助金の額を確定し、交付します。

(2) 進捗状況の把握

事業実施期間中、進捗状況の確認または報告を求める場合があります。

(3) 実績報告

- 補助事業者は、事業実施期間終了後 30日以内に、所定の報告書類に必要事項を記入し、以下の書類を、各1部ご提出ください。
 - ア 大阪市新規展示会誘致補助金実績報告書（様式第8号）
 - イ 実績報告書*1（補助事業の効果が検証できるもの）
 - ウ 収支決算書
 - エ 展示会場使用料の支出を確認できる領収書の写し等*2
 - オ 展示会場の使用図面等（大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第2条第1項第2号の要件を確認できるもの）
 - カ 次回の継続開催に係る計画書類
- 補助事業者は、次回の事業実施期間終了後 30日以内に、所定の報告書類に必要事項を記入し、以下の書類を、各1部ご提出ください。
 - キ 大阪市新規展示会誘致補助金実績報告書（次回開催分）（様式第9号）
 - ク 実績報告書*1（補助事業の効果が検証できるもの）
 - ケ 展示会場使用料の支出を確認できる領収書の写し等*2
 - コ 展示会場の使用図面等（大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第2条第1項第2号の要件を確認できるもの）

※ 展示会の開催に要する経費（会場設営費や広報費等）を、大阪市内中小企業へ発注した場合は、可能な限りその支出を確認できる領収書の写し等を提出してください。

*¹ 実施した展示会における出展社数・来場者数、報告時点での商談件数・金額等について記載してください。また、宿泊、飲食、交通などの直接経済効果及び雇用創出効果など把握可能な限り詳細に記載してください。

*² 証拠書類（発注書、納品書、領収書、支払書等）

*報告書類（アイウカキク）は、所定の様式にそって必要事項を漏れなく記入してください。

*原則A4用紙で作成してください。

*メールで提出される場合のファイル形式は、PDFでお願いします。

(4) 補助対象事業の変更・中止

事業実施期間中に、展示会内容を変更又は展示会の開催を中止しなければならない状況になった場合は、速やかに大阪市新規展示会誘致補助金変更承認申請書（様式第5号）又は大阪市新規展示会誘致補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を事務局まで届け出してください。

(5) 補助金の交付決定取り消し

大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第15条に基づき、以下のような場合等は、補助金交付決定を取り消す場合があります。

- 同要綱や交付決定時の要件に違反したとき
- 虚偽の申請、報告等により補助金交付を受けたとき
- 同要綱第2条第2項第4号に規定する暴力団員等に該当する場合

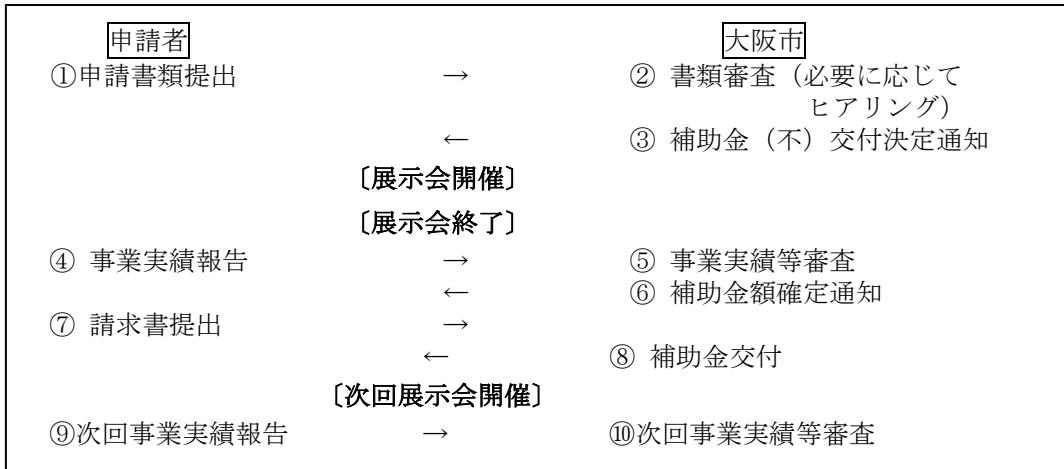
*補助金の交付決定を取り消した場合には、交付した補助金の返還及び大阪市補助金等交付規則に基づき加算金等の納付をしていただきます。

(6) その他

- 補助事業終了後の展示会の継続状況等について、今後の参考のために、補助事業者に隨時、アンケートやヒアリングなどを願いする場合があります。

- 提出された申請書類は補助金申請事務以外の目的には使用しませんが、大阪市情報公開条例第2条第2項による公文書となるため、情報公開の請求があれば、公開の対象となります。
- 提出された申請書類は返却できませんので、ご了承ください。

9 申請から補助金交付までの流れ



【申請のあったもののうち、書類審査に合格した事業の補助金交付算定額の合計が予算額を超過した場合の交付決定額の算出方法】

◆交付算定額の合計額に対する補助金予算額の割合を各申請者の交付算定額に乗じて減額します。

【各申請者の交付算定額 × (補助金予算額 / 交付算定額合計)】

◆交付確定は、各申請者の交付決定額を限度として補助金を交付

☆補助金予算額：2,000万円の場合の例

【事例 1】

A の交付算定額 : $10,000 \text{ 千円} \times 20,000 \text{ 千円} / 25,000 \text{ 千円} = 8,000 \text{ 千円}$

	A	B	C
減額前 交付算定額	10,000 千円	8,000 千円	7,000 千円
	↓	↓	↓
減額後 交付算定額	8,000 千円	6,400 千円	5,600 千円
	→ 計 25,000 千円		
	→ 計 20,000 千円		

【事例 2】

A の交付算定額 : $10,000 \text{ 千円} \times 20,000 \text{ 千円} / 23,000 \text{ 千円} = 8,695.6521\cdots \text{千円}$

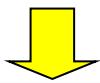
(千円未満切り捨て)

	A	B	C
減額前 交付算定額	10,000 千円	7,000 千円	6,000 千円
	↓	↓	↓
減額後 交付算定額	8,695 千円	6,086 千円	5,217 千円
	→ 計 23,000 千円		
	→ 計 19,998 千円		
			(千円未満切り捨て)

【事例 3】

減額後の交付算定額が減額前の算定額の 50%を下回った場合、施設使用面積が最も少ない申請分を対象外とした上で、再度算定額を算出します。

	A～C	D	E	
施設使用面積	35,000 m ²	32,000 m ²	28,000 m ²	
減額前				
交付算定額	10,000 千円 × 3	8,000 千円	5,000 千円	→ <u>計 43,000 千円</u>
	↓	↓	↓	
減額後				
交付算定額	4,651 千円 × 3	3,720 千円	2,325 千円	→ <u>計 19,998 千円</u>
				(千円未満切り捨て)



【算定額が 50%を下回るため「E」を対象外とし再算定】



	A～C	D	E	
減額前 交付算定額	10,000 千円 × 3	8,000 千円		→ <u>計 38,000 千円</u>
	↓	↓	(対象外)	
減額後 交付算定額				
	5,263 千円 × 3	4,210 千円		→ <u>計 19,999 千円</u>
				(千円未満切り捨て)

※ 算定額が 50%以上になるまで同様の再算定を繰り返します